

6次産業化地域プランナー登録要領

6次産業化サポート事業実施要領（令和3年3月29日付け2食産6770号農林水産省食料産業局長通知）別記2に定める6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家（以下、「6次産業化地域プランナー」という。）の登録については次によるものとする。

第1 事業内容

6次産業化地域プランナーは、6次産業化都道府県サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）からの依頼に基づいて、6次産業化に取り組む農林漁業者等が経営全体の付加価値額を増加させるための経営改善戦略の策定・実行の支援を行う。

第2 登録の要件

登録の要件は、原則として次の（1）から（3）までの要件を全て満たすものとする。

（1）学識要件

フードチェーン全般について一定の知見を有し、かつ次のうち1つ以上について高度な専門的知見を有していること。

- （ア）県域内の農林水産物の生産実態
- （イ）農林水産物の加工技術
- （ウ）農林水産物（加工品）の流通・販路開拓
- （エ）農林水産物（加工品）のマーケティング・新商品企画
- （オ）農政、食品安全等に関する法令、制度
- （カ）経営改善全般
- （キ）その他、6次産業化に資する専門的知見

（2）経験要件

6次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、6次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

（3）コミュニケーション能力要件

以下の要件を全て満たしていること。

- （ア）6次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。
- （イ）6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

第3 選定

- （1）サポートセンターは、必要に応じて6次産業化プランナーの公募を行う。
- （2）6次産業化地域プランナーの登録を希望する者は6次産業化地域プランナー申請書（別紙様式第1号）をサポートセンターに提出するものとする。
- （3）サポートセンターは、書類審査及び面接を実施し、本要領第2の要件を選定基準として、地域支援検証委員会（以下、「検証委員会」という。）において6次産業化地域プランナーを選定する。
- （4）過去にサポートセンターから6次産業化地域プランナーとして登録された者は、過去の派遣実績をもって書類審査を行うものとする。

第4 登録

- （1）第3に基づき選定された者は、「承諾書」（別紙様式第2号）、「秘密保持に関する誓約書」（別紙様式第3号）をサポートセンターに提出するものとする。
- （2）サポートセンターは、（1）の書類の提出があったときは、6次産業化地域プランナーに対し、「委嘱状」（別紙様式第4号）を交付する。
- （3）6次産業化地域プランナーの登録期間は、委嘱された日からサポートセンターが実施する

当該年度の6次産業化地域サポート事業の事業完了の日までとする。

第5 業務の実施及び管理の方法

- (1) 6次産業化地域プランナーの業務形態は、サポートセンターからの依頼を受けて支援を行うものとする。
- (2) 6次産業化地域プランナーの主たる業務実施場所は、石川県内で、サポートセンターが指定する場所とする。
- (3) 6次産業化地域プランナーは、原則として翌月第1週の金曜日までに、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策の内容等について整理し、支援シート（別紙様式第5号）に記載するほか、支援シートの情報を適宜更新し、サポートセンターに提出するものとする。

第6 謝金及び旅費

- (1) 謝金
石川県の基準による1時間あたり謝金を準ずる。（移動時間は含まない）
- (2) 旅費
石川県の基準による旅費に準ずる。
- (3) 支払い
プランナーは1ヶ月の活動にかかる月別業務報告書を、翌月3日までにサポートセンターへ提出し、毎月10日に指定口座に振り込む。ただし、支払日が土・日・祝日あるいは金融機関の休日にあたる場合はその前日とする。

第7 守秘義務

6次産業化地域プランナーは、派遣により知り得た案件先の個人情報および企業秘密については、6次産業化地域プランナーとしての登録終了後も他に開示・漏洩してはならない。

第8 登録の辞退

6次産業化地域プランナーを諸事情により辞退する場合は、「辞退願」（別紙様式第6号）をサポートセンターに提出するものとする。

第9 登録の取り消し

サポートセンターは、登録期間中に6次産業化地域プランナーが次の各号に該当することとなったとき、検証委員会の審議により、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7の規定に違反したとき
- (2) 正当な理由なく、6次産業化地域プランナーの業務を実施しないとき
- (3) 6次産業化地域プランナーの業務を遂行できないと認められるとき
- (4) サポートセンターからの信頼を著しく損ねたとき
- (5) 本人が6次産業化地域プランナーの登録を辞退したとき
- (6) 本人が死亡したとき、または連絡がとれなくなったとき
- (7) 本要領第2に定める登録の要件を満たさなくなったとき
- (8) その他、サポートセンターの業務遂行上やむを得ない事情が生じたとき

附則 この要領は、令和2年 4月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年 4月20日から施行する。